

岩手県告示第 158 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成 19 年 3 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和 45 年 12 月 21 日農林省告示第 1908 号、昭和 48 年 6 月 23 日農林省告示第 1252 号（1に係るものに限る。）、昭和 53 年 10 月 24 日農林水産省告示第 442 号、昭和 58 年 4 月 19 日農林水産省告示第 431 号（4に係るものに限る。）、昭和 60 年 8 月 8 日農林水産省告示第 1286 号（1に係るものに限る。）、昭和 63 年 8 月 13 日農林水産省告示第 1195 号（1に係るものに限る。）、平成元年 3 月 6 日農林水産省告示第 283 号（2に係るものに限る。）、平成 10 年 6 月 24 日農林水産省告示第 989 号（2に係るものに限る。）、平成 13 年 11 月 13 日農林水産省告示第 1495 号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

（1）立木の伐採方法 変更しない。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

備考 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び町役場に備えておいて縦覧に供する。